

就学援助における入学準備金について

(新小学1年生の保護者の方へ)

本案内は、現在市内の小中学校に通学している児童生徒がいない世帯で、令和8年4月に新小学1年生となるお子さんがいる世帯にお送りしております。入学準備金の受給を希望される方は、下記内容をご確認の上、申請書を提出願います。なお、世帯収入が認定基準予定額以上である場合は、入学準備金は受給できませんので留意願います。

就学援助とは…

経済的な理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費の負担が困難な家庭に対し、必要な援助を行う制度です。就学援助の決定を受けた新小学1年生の保護者の方には、新入学児童生徒学用品費等(入学準備金)を支給します。

1 援助内容

支給費目	支給内容等(令和7年度予定)	
●新入学児童生徒学用品費等 (入学準備金)	支給額: 57,060円	支給時期: 令和8年1月末以降 対象: 令和8年4月に新小学1年生となるお子さんがいる世帯

2 申請手続き

『就学援助費受給申請書(以下「申請書」という。)』にご記入のうえ、下記「3 添付書類」に記載の必要書類を添付し、入学予定の学校に提出してください。

今回の入学準備金を受給した場合でも、「令和8年度就学援助」を希望する場合には、別途申請が必要となります。なお、令和8年度分の申請については入学前に別途案内を配付する予定です。

- ※ 生活保護受給世帯は、教育扶助費が支給されますので申請はできません(同時に就学援助制度を受けることはできません)。
- ※ 特別支援学級に在籍する児童生徒がいる世帯については申請可能ですが、特別支援教育就学奨励費制度と併せて受けることはできません(特別支援教育就学奨励費の支給額は、就学援助費の半額です)。

3 添付書類

- (1) 申請書には、世帯の中で、収入のある方全員の前年(令和6年1月~12月)分の収入等を証明する書類を必ず添付してください(申請書の裏面にのりづけ)。※詳細は下記の表を参照

① 給与収入の方(会社などにお勤めの方)	勤務先で発行される「 <u>令和6年分</u> 給与所得の源泉徴収票」の写し
② 所得税の確定申告や市民税の申告をされた方	<u>令和6年分</u> 申告書の控え(第一表、第二表の両方)の写し
③ 各種年金などを受給されている方	<u>令和6年分</u> の年間受給額が記載されている書類(公的年金の源泉徴収票など)の写し
④ 失業している方	離職していることがわかる書類(離職票・退職証明書など)
⑤ 市民税や国民健康保険税等の減免を受けている方	減免を受けていることがわかる書類(減免の決定通知書など)

※ 収入の記入漏れや内容に不備があるときは、援助の決定を取消し、支給した金品を返納していただくことがあります。

- (2) 事情により添付書類の提出が間に合わない場合は、添付書類報告欄の下に提出が遅れる理由及び提出見込時期を記入して、申請書のみ提出してください。(後日、収入の証明書を提出)

- (3) 市教委では、収入状況を確認するため、必要に応じて課税資料を閲覧することができますので、申請書に必ず署名願います。課税資料閲覧により市教委が得た情報は、他の目的に使用することはありません。

4 申し込み期限・提出先

申請書は、期限までに入学予定の学校に提出してください。

就学援助の決定は世帯ごとに行いますので、申請書は一世帯につき一部を提出してください。

申込期限	申込方法	添付書類
令和7年11月28日（金） (令和8年1月末支給の場合)	入学予定の学校に持参又は郵送	世帯(生計を共にする家族)の中で収入がある方全員分の <u>令和6年分</u> の収入等を証明する書類

※ 令和7年11月29日以降の申し込みは随時受け付けますが、それに伴い、支給時期は遅れますのであらかじめご了承願います。

5 留意事項

- (1) 申請書の書き方は、記入例を参照ください。
- (2) 援助費を振り込む金融機関の口座番号は必ず明記し、申請者（保護者）と口座名義人は一致させてください。
- (3) 年齢は令和7年4月1日時点での年齢、学年は「新1」と記入願います。

6 令和7年度 就学援助認定基準予定額（例）

世帯構成 (生計を共にする 家族)	2人	3人	4人	5人
	おとな 1人 30歳 こども 1人 5歳	おとな 1人 32歳 こども 2人 5歳 3歳	おとな 2人 35歳 30歳 こども 2人 5歳 2歳	おとな 2人 35歳 30歳 こども 3人 5歳 3歳 1歳
基準予定額	2,657,743円	3,142,987円	3,692,815円	4,087,543円

※ 家族の人数及び年齢構成により基準額は異なります。

- (1) 令和6年1月～12月の世帯収入額が、基準予定額を下回った場合に援助の対象となります。
- (2) 基準予定額は、税込みの総収入額であり、課税対象所得の合計額ではありません。
- (3) 保護者と扶養関係がある（生計を共にしている）と認められる方を同一世帯とし、基準額を算出します。
- (4) 失業している方がいる場合は、離職していることがわかる書類（離職票・退職証明書など）を添付してください。その場合、その方の前年収入は世帯の収入額に算入されません。ただし、当該取扱いは失業していると認められる期間に限ります。（失業している期間が終了しましたら、再度申請を行ってください。）

※ 11月28日までにご提出いただいた申請書に係る審査結果は、認定・不認定にかかわらず、1月中旬までに教育委員会から申請した保護者の方全員に通知します。（書類等に不備があった場合は、解消されてから審査及び通知となります。）

7 問合わせ先

江別市教育委員会 教育部学校教育支援室学校教育課学校教育係（TEL 381-1058）

※ 認定か否かの事前のお問合わせについては、お答えできませんので予めご了承ください。